

2023年1月26日

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 CEO クリストフ ウェバー

当社は、iPi 設立準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した2022年12月21日付け吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社が吸収分割承継会社に対し、当社が営む湘南ヘルスイノベーションパークに係る運営事業に関して有する権利義務を承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。なお、本吸収分割は、当社におきましては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

本吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、吸収分割承継会社は普通株式90,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して交付します。当社は本吸収分割契約の締結時点で吸収分割承継会社の発行済株式全部を所有していることから、交付株式数は、承継対象となる資産及び負債について評価を行い、かつ吸収分割承継会社の1株当たりの価値と比較検討のうえ、吸収分割承継会社との協議により、決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割による吸収分割承継会社の資本金及び準備金の増加額は、本吸収分割後の吸収分割承継会社における機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 子会社債務の保証

2022年6月、当会社の子会社である武田ファーマシューティカルズ U.S.A., Inc. は、マサチューセッツ州ケンブリッジに建設予定の約60万平方フィートの研究開発施設及びオフィスに係るリース契約を締結しました。リース期間の開始は、2025年を予定しております。初回のリース期間は、15年であり、同社には、その後2回、それぞれ10年間のリース契約を市場価格にて更新するオプション権があります。初回のリース契約に基づき、管理費用、用益費及び税金の同社分の支払義務に加えて、初回リース期間に亘って約1,480百万米ドルのリース料支払義務が生じます。なお、同社は、一定の条件の下で、建物が建設される前に当該リース契約を解除することができます。2022年6月、上記のリース契約に基づく同社の債務について、当会社は保証契約を締結しております。

② 社債の繰上償還

当会社グループは、2022年10月27日において、2018年11月に発行した米ドル建無担保普通社債の残高のうち1,000百万米ドルを、2023年11月26日の償還期日に先立ち繰上償還しました。本繰上償還が連結損益計算書に与える重要な影響はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における当会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務（当社が本吸収分割により承継させるものに限ります。）の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務（当社が本吸収分割により承継させるものに限ります。）につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

吸収分割契約書

武田薬品工業株式会社（以下「甲」という。）と iPi 設立準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む湘南ヘルスイノベーションパークに係る運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本分割により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。）を、効力発生日（第6条において定義する。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 （商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

吸収分割会社（甲）

商号：武田薬品工業株式会社

住所：大阪市中央区道修町四丁目1番1号

吸収分割承継会社（乙）

商号：iPi 設立準備株式会社

住所：神奈川県藤沢市村岡東2丁目26番地1

第3条 （承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細書」記載のとおりとする。但し、甲及び乙は、同別紙記載の契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務について、(i) 法令等により本分割による承継ができないもの、又は(ii) 本分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲乙協議の上、これを本権利義務から除外することができる。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行うものとし、手続に関する費用は乙の負担とする。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条 （分割対価の交付）

1. 乙は、本分割に際して、乙の普通株式 90,000 株を新たに発行する。
2. 乙は、本分割に際して、本権利義務の対価として乙の普通株式 90,000 株を甲に対し

て交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金)

本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については次のとおりとする。

- (1) 資本金：90 百万円
- (2) 資本準備金：0 円
- (3) 利益準備金：0 円

第6条 (効力発生日)

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (分割承認決議等)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本分割を行う。甲は、効力発生日の前日までに、取締役会より授権された取締役（以下「授権取締役」という。）において本契約及び本分割に必要な事項に関して承認する。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約及び本分割に必要な事項に関して承認する。

第8条 (本分割の効力発生の条件)

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 第7条第1項に定める授権取締役による本契約の承認が得られたこと。
- (2) 第7条第2項に定める乙の株主総会による本契約の承認が得られたこと。
- (3) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。但し、放射性同位元素に関する許認可等及び実験動物に関する許認可等についてはこの限りではない。

第9条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理を行うものとする。

第10条 (競業避止義務の免除)

1. 甲は、効力発生日以降においても、乙が承継する本事業について競業避止義務を負わない。
2. 前項の規定にかかわらず、2030年9月30日までの間、甲又は甲の子会社は乙の事前承諾なしに、関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈

川県を指す。)において創薬の研究開発施設の運営事業を自ら行わない。疑義を避けるため、甲又は甲の子会社による、研究開発施設の運営事業を行っている第三者へのアドバイス提供その他の提携は、研究開発施設の運営事業を自ら行う行為には含まれない。また、以下各号のいずれかに該当する場合は、本項の競業避止義務の対象外とする。

- (1) 甲又は甲の子会社が主として利用する研究開発施設の運営。
- (2) 延べ床面積が1,000 m²未満の研究開発施設の運営。
- (3) 本項の競業避止義務の対象となる研究開発施設の運営事業を行っている第三者の買収又は出資により当該第三者を甲の子会社とする行為。但し、本号の場合、甲及び乙は善後策を誠実に協議する。

第11条 (本契約の変更、解除及び終了)

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合、又はその他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日(第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。)までに第8条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第12条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙双方記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2022年12月21日

甲：大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役　クリストフウェバー



乙：神奈川県藤沢市村岡東2丁目26番地1
iPi 設立準備株式会社
代表取締役　藤本 利夫



別紙 承継権利義務明細書

本分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の前日の終了時直前において本事業に関して有する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

- ✓ 主に本事業のために保有する設備、機器及びその他備品類
- ✓ 本事業に主として従事する甲の従業員（以下「承継対象従業員」という。）に係る退職給付引当金及び賞与引当金の一部に相当する流動資産
- ✓ 本事業に属する商標権、ドメインネーム、データ、記録、ソフトウェア等の無形固定資産
- ✓ 繰延税金資産

2. 承継する負債

甲が効力発生日の前日の終了時直前において負担する以下に列挙する債務又は負債であって、本事業のみに関するもの。但し、効力発生日より前にその発生原因となる行為が完了している潜在債務及び偶発債務は承継しない。

- ✓ 承継対象従業員に係る退職給付引当金及び賞与引当金

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

承継対象従業員との間の雇用契約（以下「承継対象雇用契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を承継する。但し、承継対象雇用契約に関し承継する債務は、退職給付引当金及び賞与引当金を除き、効力発生日以降に発生したものに限る。

4. 雇用契約以外の契約

本事業にのみ関する雇用契約以外の契約（但し、効力発生日の前日までに乙と当該契約の相手方間で当該契約と実質的に同様の内容の契約が締結されたものを除く。また、乙への承継のために相手方の承諾を必要とする契約については、効力発生日までに相手方からの承諾を取得したものに限る。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。甲、株式会社 KJR マネジメント（旧社名の三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社名義）、産業ファンド投資法人間の2020年9月30日付商標使用許諾契約書を含むが、これに限定されない。

5. その他

本事業にのみ関する許可、認可、承認、届出等で法令上承継可能なもの

以上

別紙 2 : 吸収分割承継会社の貸借対照表

iPi 設立準備株式会社
会社成立日現在の貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	0 円
現金及び預金	10,000,000 円	固定負債	0 円
流動資産合計	10,000,000 円		
固定資産	0 円		
		負債の部合計	0 円
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	10,000,000 円
		資本剰余金	0 円
		利益剰余金	0 円
		株主資本の部合計	10,000,000 円
		評価・換算差額等	0 円
		純資産の部合計	10,000,000 円
資産の部合計	10,000,000 円	負債及び純資産の部合計	10,000,000 円